

伝統仏教の比丘戒律

—序 篇—

片 山 一 良

伝統仏教における戒律研究の基礎資料として、以下に『パーティモッカ』(*Pātimokkha*)、およびその註釈『カンカーヴィタラニー』(*Kaṅkhāṅṅī*)を、とくに「序」(*Nidāna*)について、和訳により紹介したいと思う。

『パーティモッカ』とは、『律蔵』(*Vinaya-piṭaka*)の「経分別」の「経」(*sutta*)を指しており、比丘の場合は227戒を含む、一般に『戒本』とも『波羅提木叉』とも呼ばれる根本戒律をいう。これは、伝統仏教の、すなわち原始仏教から直接の流れを汲むパーリ仏教の、ないし上座部仏教の国々において、現在もなお、毎月二度の布薩(*Uposatha*)にサンガで唱えられている「戒経」である。その意味では生きた、とりわけ「誦唱」(*uddesa*)に意義がおかれた、実践の書としての機能をもっている。

戒律研究には、二つの大きな流れが考えられてよい。一つは、従来行なわれていた諸律の比較研究である。これは諸部派に伝えられる種々の戒律文献を歴史的に比較検討し、その原形と変遷を明らかにしようとするものであり、すでに優れた成果が知られるところである。他の一つは、一文化あるいは一社会における連綿とした伝統戒律の解釈研究であり、仏教実践の根拠を明らかにしようとするものである。前者はいわゆる学問的には高度なもの、華やかなものとなりうるが、実践的には意味をもたぬものになりやすい。これに対して、後者は実践的には適切なものとなりうるが、学問的には偏狭なもの、色あせたものになりやすい。ここでは、後者の流れにおいて戒律を見ようとするものである。それは、仏教を道として学ぶ趣旨からすれば、後者が正統的であるからにはほかならない〔拙稿「十事 (*dasa vatthūni*) について」『パーリ学仏教文化学』第3号、1990参照〕。

以下の和訳においては、次を底本とする。

B°, *Pātimokkha-Pāli*, 1977 (ビルマ [ミャンマー] 第六結集版)

B°, *Kaṅkhāvitaraṇī-Aṭṭhakathā*, 1977 (ビルマ第六結集版) [略号B°]

本文における補足説明(カッコ [] 説明部分)は、次の復註による。

B°, *Kaṅkhāvitaraṇī-Abhinavaṭṭikā*, 1961 (ビルマ第六結集版)

随時、次を参考にした。

R°, *Kaṅkhāvitaraṇī*, 1956 (ロンドンPTS版) [略号R°]

B°, *Kaṅkhāvitaraṇī-Purāṇaṭṭikā*, 1961 (ビルマ第六結集版)

The Pātimokkha, tr. by Ven. Ñāṇamoli, 1966 (Maha Makut Academy, Bangkok)

なお、本文中の引用文献とその略号はPTS版に基づいて示していること、本文における註はここでは煩を避けるため最小限(カッコ[*]部分)にとどめたことをお断りしておきたい。

<目次>

比丘戒律 (BHIKKHU-PĀTIMOKKHA) [序章]

比丘戒律註釈 (KAṅKHĀVITARAṆĪ) [序章]

1. パーティモッカの種類
2. 誦唱の種類
3. 僧団の種類
4. 布薩日の種類
5. 布薩成立の条件
 - i) 布薩日
 - ii) 境界 (= 結界)
 - iii) 不共犯
 - iv) 回避
6. 布薩の内容
7. 布薩の事前の「作務」と「義務」
 - i) 委任・清浄など
 - ii) 比丘尼への誦唱
8. パーティモッカの誦唱
9. 通告
10. 告白

比丘戒律（BHIKKHU-PĀTIMOKKHA）〔序章〕

〔序の誦唱〕

尊者方よ、僧団は私の言うことを聞いてください。今日は15日の布薩です。もし僧団に機が熟せば、僧団は布薩を行ない、パーティモッカを唱えるべきです。

何が僧団の事前義務でしょうか。

皆さんは、清浄を教えてください。

私はパーティモッカを唱えます。（我々）出席者はすべて、それをよく聞き意にとどめることにします。罪がある者は、告白しなければなりません。罪がなければ、沈黙しておくべきです。沈黙していることによって、私は皆さんが清浄であると判断します。また、それぞれ質問された者には返答があるように、そのようにこのような衆においては、三度までが通告になります。しかし比丘が、三度まで通告されているとき、存在する罪を思い出していないが告白しない場合、かれは故意の妄語の者になります。

皆さん、故意の妄語は障害の法である、と世尊によって説かれています。それゆえ、思い出し、清浄を望む、犯した比丘は、存在する罪を告白しなければなりません。なぜなら、告白がその者に安らぎとなるからです。

〔皆さん、序は唱えられました。〕

そこで、皆さんにお尋ねします。

この点について清浄でしょうか。

再びまた、お尋ねします。

この点について清浄でしょうか。

三たびまた、お尋ねします。

この点について清浄でしょうか。

ここにおいて、皆さんは清浄です。

それゆえ、沈黙しているのです。

このように、私はこのことを了解いたします〕

〔序終わる〕

NIDĀNUDDESA

suṇātu me bhante saṅgho. ajjhuposatho paṇṇaraso. yadi saṅghassa patta-kallaṃ, saṅgho uposathaṃ kareyya, pātimokkhaṃ uddiseyya. kiṃ saṅghassa pubbakiccaṃ.

pārisuddhiṃ āyasmanto ārocetha.

pātimokkhaṃ uddisissāmi. taṃ sabbeva santā sādhu-kaṃ suṇoma, manasikaroma. yassa siyā āpatti, so āvikareyya. asantiyā āpattiyā tuṇhībhavitabbaṃ. tuṇhībhāvena kho paṇ' āyasmante parisuddhā ti vedissāmi. yathā kho pana paccekapuṭṭhassa veyyākaraṇaṃ hoti, evam evaṃ evarūpaya parisāya yāvattiyāṃ anusāvitaṃ hoti. yo pana bhikkhu yāvattiyāṃ anusāvīyamāne saramāno santiṃ āpattiṃ nāvīkareyya, sampajānamusāvād' assa hoti.

sampajānamusāvādo kho paṇ' āyasmanto antarāyiko dhammo vutto bhagavatā. tasmā saramānena bhikkhuna āpannena visuddhāpekkhena santi āpatti āvikātabbā. āvikatā hi 'ssa phāsu hoti.

[uddiṭṭhaṃ kho āyasmanto nidānaṃ.

tatth' āyasmante pucchāmi.

kaccittha parisuddhā.

dutiyam pi pucchāmi.

kaccittha parisuddhā.

tattham pi pucchāmi.

kaccittha parisuddhā.

parisuddh' etth' āyasmanto.

tasmā tuṇhī.

evam etaṃ dhārayāmi]

[Nidānaṃ niṭṭhitaṃ]

比丘戒律註釈 (KANKHĀVITARANĪ) [序章]

[序の註釈]

1. パーティモッカの種類

パーティモッカ [R°. p. 1, B°. p. 84]

そのうち、「パーティモッカ」(pātimokkha) とは、「きわめて勝れたもの (=戒)」(pa-ati-mokkham, ati-pamokkham, ati-seṭṭham, ati-uttamam) という意味である。以上によれば、この語義は一種であるが、「戒本 (=戒の書)」(sīla-gantha) と区別すれば二種となる。すなわち、

「かれは、パーティモッカ防護により、防護されて住む」(pātimokkhasa-mvara-samvuto viharati, D. I. 63)

とか、

「諸善法の、これは初めであり、これは入口であり、これは最上のものである。それゆえ、パーティモッカと言われる」(ādim etam mukham etam pamukham etam kusalānam dhammānam tena vuccati pātimokkham, Vin. I. 103)

などにおいては、「戒」(sīla) が「パーティモッカ」と言われる。

「かれには、両パーティモッカが詳しく理解（記憶）されている」(ubhayāni kho pan' assa pātimokkhāni vitthārena svāgatāni honti, Vin. IV. 51; A. IV. 279)

などにおいては、「本」(gantha) が「パーティモッカ」と言われる。

そのうち、「戒」とは、それを守る (pāti = rakkhati) 者を悪処などの苦から、あるいは、自責の念などから解放する (mokkheti = mocayati) ので、「パーティモッカ」(pātimokkha) と言われる。また、「本」とは、パーティモッカ (戒) を説明するものであるから、『パーティモッカ』(Pātimokkha) と言われる。しかし、始まりにおいて [「パーティモッカを唱えることができます」などと] 述べられた語義は、両者に共通している。

その [戒と本とのパーティモッカの] うち、この註釈 (vaṇṇanā) は、戒のパーティモッカにも、本のパーティモッカにも相応する。なぜなら、本が註釈されたならば、その [本の] 意味 [戒] もそのまま註釈されるからである。

また、本のパーティモッカには、『比丘戒本』(Bhikkhu-pātimokkha) と

『比丘尼戒本』(Bhikkhunī-pātimokkha) の二種がある。[R. p. 2] そのうち、
「尊者方よ、僧団は私の言うことを聞いてください」(suṇātu me bhante
saṅgho, Vin. I. 102)

など五種の誦唱区分 (uddesa-pariccheda) によって決められたものが『比丘戒本』である。

「尊尼方よ、僧団は私の言うことを聞いてください」(suṇātu me ayye
saṅgho, Vin. II. 272)

など四種の誦唱区分によって決められたものが『比丘尼戒本』である。

2. 誦唱の種類

その場合、『比丘戒本』における五種の誦唱とは、

- (1) ニダーナ (序) の誦唱 (Nidāna-uddesa),
- (2) パーラージカ (波羅夷) の誦唱 (Pārājika-u°),
- (3) サンガーディセーサ (僧残) の誦唱 (Saṅghādisesa-u°),
- (4) アニヤタ (不定) の誦唱 (Aniyata-u°),
- (5) ヴィッターラ (詳細) の誦唱 (Vitthāra-u°)

である。そのうち、まず

- (1) 序の誦唱とは、

「尊者方よ、僧団は私の言うことを聞いてください。……

なぜなら、告白が、その者に安らぎとなるからです。

そこで、皆さんにお尋ねします。この点について清浄でしょうか。

再びまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

三たびまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

ここにおいて、皆さんは清浄です。それゆえ、沈黙しているのです。このように、私はこのことを了解いたします」

(suṇātu me bhante saṅgho,……āvikatā hi' ssa phāsu hoti.
tatth' āyasmante pucchāmi, kaccittha parisuddhā,
dutiyaṃ pi pucchāmi, kaccittha parisuddhā,
tatiyaṃ pi pucchāmi, kaccittha parisuddhā,
parisuddh' etth' āyasmanto, tasmā tuṇhī, evaṃ etaṃ
dhārayāmi ti)

と言ってから、

「皆さん、序は唱えられました」(uddiṭṭham kho āyasmanto nidānam) などの仕方で、残りが「聞かれました」(suta) ということで告げられ、誦唱されるものである。

(2)～(4) パーラージカの誦唱などの区分については、序の最初から始めて、パーラージカなどが終わったあと、適用されるべきである。

(5) ヴィッターラ（誦唱）は、詳細そのもの（全体の誦唱）である。ただし、
[B^e. p. 85]

「残りは、〈聞かれました〉ということで告げることができる」(avasesam sutena sāvetabbam, Vin. I. 112)

と言われているから、パーラージカ誦唱などの際に災難が発生したならば、それ [中断した部分] とともに、残りを〈聞かれました〉ということで聞かせる（告げる）ことができる。しかし、ニダーナ誦唱が終わらないうちに、〈聞かれました〉ということで聞かせることはできない。なお、『比丘尼戒本』にはアニヤタ誦唱は欠けており、その他は述べられた方法の通りである。このように、本註釈は、これら五種と四種との誦唱区分によって決められた二種の『戒本』（つまり、比丘と比丘尼の戒本）についてのものとなるであろう。また、ここでは、『比丘戒本』が最初であるから、まずその註釈のために、次のことが言われる。

「〈わが言を聞け〉(suṇātu me) などもろもろの
語句の意味 (attha) と決定 (vinicchaya) につき、
学を求める (sikkhākāma) 持戒の (sīlasampanna) 比丘らは、
私の言を聞くがよい」と。

聞いてください

この場合、「聞いてください」(suṇātu) とは、聞くことを命じる言葉である。

私の言うことを

「私の言うことを」(me) とは、聞かせる者が自分を説明する言葉である。

尊者方よ

「尊者方よ」(bhante) とは、尊重・尊敬の言葉である。

3. 僧団の種類

僧団は

「僧団は」(saṅgho) とは、個人の集まり (puggala-samūha) の言葉である。これはいずれも、パーティモッカを唱える者が最初に告げねばならない言葉であ

る。なぜなら、世尊によって、パーティモッカの誦唱が許可される際に、ラージャガハで言われた (Vin. I. 102-3) からである。したがって、パーティモッカを唱える者が、もし僧団の長老 (saṅghathera) であるならば、「友らよ」 (āvuso) と告げるべきである。もし若い者であるならば、聖典 (Pāli) (Vin. I. 103) に述べられた仕方で、「尊者方よ」と告げるべきである。また、

「パーティモッカは長老に依存する」 (therādhikam pātimokkham, Vin. I. 116)

と言われているから、僧団の長老はパーティモッカを唱えることができ、また、
「比丘たちよ、パーティモッカは、そこ [僧団] において、聡明で、才能があり、唱えることができる比丘に依存しうることを認めます」 (anujānāmi bhikkhave yo tattha bhikkhu vyatto paṭibalo tass' ādheyyam pātimokkham, Vin. I. 116)

と言われているので、若い者も唱えてよい。

「僧団」というこの語は、一般的には個人の集まりをさすが、その場合それは、供養されるべき僧団 (dakkhiṇeyya-saṅgha) と認定された (制度化された) 僧団 (sammuti-saṅgha) という二種のことである。そのうち、「供養されるべき僧団」とは、八種の聖者の集まり (ariyapuggala-samūha) をいう。「認定された僧団」とは、一般的な比丘の集まりをいうが、ここでは、これが意趣されている。[R°. p. 3] また、これは、儀式 (kamma) によって、四人衆、五人衆、十人衆、二十人衆、超二十人衆という五種がある。そのうち、

四人衆によって、入団 (upasampadā) ・自恣 (= 要請 pavāraṇā) ・復帰 (abbhāna) を除くすべての僧団儀式を行うことができる。

五人衆によって、中部の諸地方における入団・復帰を除いて、他のすべての僧団儀式を行うことができる。[B°. p. 86]

十人衆によって、復帰の儀式のみを除き、すべての僧団儀式を行うことができる。

二十人衆によっては、いかなる僧団儀式も行えないものがない。

超二十人衆も同様である。ただ、超二十人衆というのは、四人衆などによって行われるべき儀式が、定数の満たない場合は行えないが、定数を超えている場合は行うことができるということを示すために、言われたものである。なお、ここでは、四人衆以下いずれも認定僧団が意趣されている。

4. 布薩日の種類

今日は布薩です

「今日は布薩です」(ajj' uposatho) とは、今日は布薩日 (uposatha-divasa) である、ということである。これによって、布薩日でない日を退けている。

15日の

「15日の」(pañṇaraso) ということによって、他の布薩日を退けている。なぜならば、日 (divasa) によって、14日の布薩 (cātuddasika), 15日の布薩 (pañṇarasika), 和合の布薩 (sāmaggi-uposatha) という三の布薩があるからである。

このように、三の布薩が説かれているが、そのうち、冬期 (hemanta)・夏期 (gimha)・雨期 (vassāna) の三季節における、第3と第7の半月 (pakkha) のそれぞれ2回、すなわち [1年に] 6回が「14日の布薩」であり、残り18回は「15日の布薩」である。このように、1年に24回の布薩がある。まず、これが普通の行事 (pakati-cāritta) である。

「比丘たちよ、半月に1回、14日あるいは15日に、パーティモッカを唱えることを許可します」(anujānāmi bhikkhave sakim pakkhassa catudase vā pañṇarase vā pātimokkham uddisitum, Vin. I.104)

という言葉から、また、

「来客 (比丘) は、常住 (比丘) に従わなければならない」(āgantukehi āvāsikānam anuvattitabbaṃ, Vin. I.132)

などという言葉から、それに相応しい理由があれば、他の14日に布薩を行なってよい。また、(1)前雨安居 (purima-vassa) [アサーリ月黒分 (7月後半) からアッサユジャ月白分 (10月前半) までの3カ月] を終えた者たちには前カッティカ月 [=アッサユジャ月=10月] の満月の日 (pubbakattika-puṇṇama) が、あるいは、(2)もしも諍論者に妨害された者が自恣 (=要請) を引き延ばす場合、かれらには前カッティカ月の黒分半月の14日目か、後カッティカ月 [=カッティカ月=11月] の満月の日 (pacchimakattika-puṇṇama) かが、また、(3)後雨安居 (pacchima-vassa) [サーヴァナ月黒分 (8月後半) からカッティカ月白分 (11月前半) までの3カ月] を終えた者たちには後カッティカ月の満月の日が、というように、これら三が自恣の日 (pavāraṇā-divasa) でもある。これもまた、普通の行事である。なお、それに相応しい理由があれば、二のカッティカ月

の前の14日にも、自恣を行なってよい。

また、『コーサンバカ章』(Kosambaka-khandha, Vin. I. 337. f.) に述べられた仕方によって、分裂した僧団にその〔罪を挙げられた〕比丘が復権したとき、僧団がその事件を鎮めるために、僧団の和合を行なう場合、

「ただちに布薩を行ない、パーティモッカを唱えることができる」(tāvadeva uposatho kātabbo, pātimokkham uddisitabban, Vin. I. 357)

と言われているから、14日、15日を除き他の日は、いずれも「和合布薩の日」(sāmaggi-uposatha-divasa) と呼ばれる。

なお、前雨安居 (purima-vassa) を出た者たちには、カッティカ月の間〔前カッティカ月の黒分初日以後、次のカッティカ満月の日 (aparakattika-puṇṇama) までの29日間〕は、それこそ〔どの日も〕、和合自恣の日 (sāmaggi-pavāraṇā-divasa) と呼ばれる。このように、これら三日のうち、「15日」ということによつて、他の布薩日を退けるのである。それゆゑ、[R°. p. 4] 「今日は布薩です」という言葉によつて [B°. p. 87] 退けられた布薩でない日に、けつして布薩を行なつてはならない。この他の布薩日に、布薩は行なわれるべきである。行なおうとする場合、もし14日布薩 (cātuddasika) であるならば、「今日は14日布薩です」と言わねばならない。もし15日布薩 (pañṇarasika) であるならば、「今日は15日布薩です」と言わねばならない。もし和合布薩 (sāmaggi) であるならば、「今日は和合布薩です」と言わねばならない。

5. 布薩の条件

もし僧団に機が熟せば

「もし僧団に機が熟せば」(yadi saṅghassa pattakallam) とは、この場合、この儀式 (kamma) に時が適しているということで、適時に (pattakālam), 適時にのみ (pattakālam eva), 機が熟せば (pattakallam), ということである。それは、註釈師たちが述べているように、ここで、四種の条件としてまとめられる。

布薩日、比丘らが儀式に適する、

uposatho yāvatikā ca bhikkhū kammappattā

また共犯も見られない、

sabhāgāpattiyo ca na vijjanti

避けられる人もそこにいない、

vajjanīyā ca puggalā tasmim na honti

これが「機熟」と述べられる、と。

“pattakallan” ti vuccati (VinA. V.1063).

i) 布薩日

そのうち、〈布薩日〉(uposatha)とは、

三の布薩日のうちのいずれかの布薩日である。なぜなら、その日であれば、僧団のこの布薩儀式は機が熟するものとなるからである。その日でなければ、

「比丘たちよ、布薩日でない日に布薩を行なってはならない。行なえば、ド
 ッカカタ罪となる」(na ca bhikkhave anuposathe uposatho kātabbo.*
 yo kareyya, āpatti dukkaṭassa. *Vin. I.136)

と、言われた通りである。

ii) 境界=(結界)

〈比丘らが儀式に適する〉(yāvatikā ca bhikkhu kammappattā)とは、その儀式に相応しい(patta, yutta, anurūpa)、最少限度四人の潔白な(pakatatta)比丘が、ハッタパーサ*を離れず、一つの境界内にいる、ということである。[* hatthapāsa. 約1.2m、あるいは約6mの距離、との説あり]。

ここにいう「境界」(sīmā)とは、「結ばれた境界」(baddha-sīmā)と「結ばれない境界」(abaddha-sīmā)の二種である。そのうち、十一の不成境界立(vipatti-sīmā)を克服し、三種の成立相応(tividha-sampattiyutta)の、標識(nimitta)と標識を結んで定められた境界が、「結ばれた境界」と呼ばれる。

過小なもの(atikhuddaka),

過大なもの(atimahatī),

標識が欠けたもの(khaṇḍa-nimitta),

影を標識としたもの(chāyā-nimitta),

標識のないもの(animitta),

境界外にいて定められたもの(bahisime ṭhitā sammatā),

川の中で定められたもの(nadiyā sammatā),

海の中で定められたもの(samudde sammatā),

自然湖の中で定められたもの(jātassare sammatā),

境界と境界を結んで定められたもの(sīmāya sīmaṃ sambhindantena sammatā),

境界の中に境界を含めて定められたもの(sīmāya sīmaṃ ajjhottharan-

tena sammatā),

以上これらは、

「十一の理由によって、境界からもろもろの儀式が欠損する」(ekādasahi ākārehi sīmato kammāni vipajjanti, Vin. V. 221)

という言葉から、十一の不成立境界と呼ばれる。そのうち、

「過小なもの」とは、そこに二十一人の比丘が坐ることのできないものである。

「過大なもの」とは、それが三ヨージャナ*を髪の毛先でも超えて定められたものである。[* yojana. 一ヨージャナは、約12km]。

「標識が欠けたもの」とは、標識が連結されていないものと言われる。標識を、東の方角に告げた後 (kittetvā), 順に、南、西、北の方角に告げ、再び東の方角に、[R^c. p. 5] 先に告げられたものに対し、告げておくといふ。このようにすれば、標識の欠けないものとなる。しかし、順に引いて来て、北の方角に標識を告げた後、そのままにしておくならば、標識の欠けたものとなる。他にまた、標識が欠けたものとして、標識に相応しくない樹皮のみ堅い木 (tacasāra-rukkha) [ターラ、ヤシなど] とか、切り株 (khāṇuka), 塵の山 (paṃsu-puñja), 砂の山 (vāluka-puñja) のいずれかを、その [相応しい標識の] 間に一つの標識として、定められたものがある。

「影を標識としたもの」とは、山の影などのいずれかの影を標識として定められたものである。

「標識のないもの」とは、いかなる標識も告げずに定められたものである。

「境界外にいて定められたもの」とは、もろもろの標識を告げた後、標識の外にいる者によって [儀式文が唱えられ] 定められたものである。

「川の中で定められたもの」「海の中で定められたもの」「自然湖の中で定められたもの」とは、これら川などにおいて定められたものである。なぜならば、それは、そのようにして [儀式文によって] 定められても、

「比丘たちよ、どのような川も境界にはならない。どのような海も境界にはならない。どのような自然湖も境界にはならない」(sabbā bhikkhave nadī asīmā, sabbo samuddo asimo, sabbo jātassaro asimo, Vin. I. 111)

という言葉から、定められないものでしかないからである。

「境界と境界を結んで定められたもの」とは、自分の境界と他の境界をつなぎ合わせて定められたものである。もしも、古い寺 (vihāra) の東方で、マンゴーとジャンプの二本の木が互いに交差し、そのうち、マンゴーの西方部分にジャンプがあり、また寺の境界はジャンプを内にしてマンゴーを告げ、結ばれている場合、後に、その寺の東方に（新しい）寺が建てられる際、境界を結ぶ比丘らが、そのマンゴーを内にしてジャンプを告げ、結ぶならば、境界と境界をつなぎ合わせたものとなる。

「境界の中に境界を含めて定められたもの」とは、自分の境界の中に他の者の境界を含めて定められたものである。もしも、他の者の結ばれた境界を、その全体であれ、部分であれ、内にして境界を結ぶならば、境界の中に境界を含むものと呼ばれる。

以上、これら十一の不成立境界を克服すれば、定められたもの (sammatā) となる。

「三種の成立相応」とは、(1)標識の成立相応、(2)衆の成立相応、(3)儀式文の成立相応である。そのうち、

(1) 標識の成立相応 (nimitta-sampatti-yutta) とは、

山の標識 (pabbata-nimitta)、岩の標識 (pāsāṇa-n°)、林の標識 (vana-n°)、樹木の標識 (rukkha-n°)、道の標識 (magga-n°)、蟻塚の標識 (vammikā-n°)、川の標識 (nadī-n°)、水の標識 (udaka-n°)、このように述べられた八種の標識のうち、それぞれの方角において、[B°. p. 89] 得られた通りの、標識に相応しい、もろもろの標識を、

「東の方角は、何が標識になりますか」「山です、尊師よ」「この山が標識です」などの仕方で正しく告げて、定められたものである。その場合、次の通り、簡略に標識に相応しいものが知らねばならない。

「山」とは、土ばかりのもの、岩ばかりのもの、両者の混じったもの、という三種である。いずれも、象の大きさ以上のものは標識に相応しいが、それ以下のものは適切でない。

「岩の標識」においては、鉄の塊 (ayo-guḷa) であっても岩と呼ばれる。それゆえ、どのような岩でも、最大が象の大きさより小さいものに始まり、[R°. p. 6] 最小が三十二パラの砂糖玉 (guḷa-piṇḍa) の大きさ迄のものは、標識に相応しい。それより小さいものは適切でない。しかし岩板

(piṭṭhi-pāsāṇa) の場合は、大き過ぎてもかまわない。

「林の標識」においては、内に核のある樹木〔マンゴー、ジャンプ、パナサなど〕が、あるいは内に核のある樹木の混じった樹木が、四、五本だけであっても、林の標識として相応しいものである。それより少ないものは適切でない。

「樹木」は、生きているもののみであり、内に核のある、地上に立っているものである。たとえ高さが八指ほどであっても、周囲が鉄筆の柄 (sūci-daṇḍa) ほどであっても、標識に相応しいものである。それ以下のものは適切でない。

「道」は、人道であれ、車道であれ、二、三の村の田畑を突き抜けて通じている、そのような徒歩の隊商 (jaṅgha-sattha), 車の隊商 (sakaṭa-sattha) に利用されるもののみ、標識に相応しいものである。利用されないものは、適切でない。

「蟻塚」は、最低限度として、その日に生じ、高さが八指で、牛の角ほどの蟻塚であっても、標識に相応しいものである。それ以下のものは適切でない。

「川」については、結ばれない境界の相において述べることにしたい。その標識に相応しいもの以外は適切でない。

「水」は、流れていない井戸、蓮池、沼、自然湖、入江、海などにある水を初めとして、たとえその時だけ、地に掘られた穴に、瓶で運び、満たされたものであっても、儀式文が終わるまで残っていれば、標識に相応しいものである。その他の流れているもの、あるいは述べられた制限時間に残っていないもの、容器に入っているものは、適切でない。

(2) 衆の成立相応 (parisā-sampatti-yutta) とは、

最小限四人の比丘が、集まり、その村の地で結ばれた境界に、あるいは川や海、自然湖に入らずにいる限りの比丘全員を、ハッタパーサにするか、委任を運んで来て、定めたものである。

(3) 儀式文の成立相応 (kammavācā-sampatti-yutta) とは、[B^e. p. 90]

「尊者方よ、僧団は、私の言うことを聞いてください。周囲の標識は、できる限り告げられました」 (suṇātu me bhante saṅgho, yāvata samantā nimittā kittitā, Vin. I. 108)

などの仕方で述べられた、清浄な白二の儀式文 (ñattidutiya-kammavācā)

によって定められたものである。

このように、十一種の不成立境界を克服し、三種の成立相応の、標識と標識を結んで定められた境界が、「結ばれた境界」であると知られねばならない。それ以外にも、「部分境界」(khaṇḍa-sīmā)、「同一共住境界」(samānasamvāsa-sīmā)、「不離衣境界」(avippavāsa-sīmā)という区分がある。

つぎに、「結ばれない境界」は、(1)村落境界 (gāma-sīmā)、(2)七アッバンタラ境界 (sattabbhantara-sīmā)、(3)散水境界 (udakukkhepa-sīmā) の3種である。そのうち、

- (1) 一つの村の地 (gāma-khetta) があるならば、これは村落境界と呼ばれる。
- (2) 村でない森における、周囲七アッバンタラにわたるものは、七アッバンタラ境界と呼ばれる。その場合、

「村でない森」(agāmakam araññam) とは、ヴィンジャの森 (Viñjha-aṭavi) などにおいて、あるいは海の真中の漁師も行けない航路にある諸島において、得られる。

「周囲七アッバンタラにわたるもの」(samantā sattabbhantarā) とは、真中にいる者にとって [R°. p. 7] あらゆる方角に七アッバンタラということであり、直径 (vinibbedha) では十四アッバンタラになる。そこにいる、一アッバンタラとは、二十八肘 (hattha) の長さである。ただし、この境界は衆によって拡大するから、衆の周辺から周囲にアッバンタラの制限が設けられねばならない。また、もし二つの僧団が別々に布薩を行なうならば、二つの七アッバンタラの間に別の一つの七アッバンタラを、[境界] 接近のために置かなければならない。

- (3) つぎに、

「比丘たちよ、どのような川も境界にはならない」(sabbā bhikkhave nadī asīmā, Vin. I. 111)

などの仕方によって川などが境界になることを退けてから、さらに

「比丘たちよ、川において、あるいは海において、あるいは自然湖において、平均的な男性が周囲に散水したところ、これがその場合の同等共住のところ、同一布薩のところである」(nadiyā vā bhikkhave samudde vā jātassare vā yaṃ majjhimassa purisassa samantā udakukkhepā, yaṃ tattha samānasamvāsā ekūposathā, Vin. I. 111)

と言われたもの、これは散水境界と呼ばれる。

そのうち、法に適った王たちの時代に、半月毎に、十日毎に、五日毎に、間違いなく雨が降りながら、雲が晴れただけで、その流れが断たれてしまうものは、川とは呼ばれない。しかし、このような雨がよく降るとき、雨期の四カ月間、その流れが断たれないもの、そこの渡し場からであれ、渡し場でないところからであれ、戒律箇条(sikkhākaraṇiya)に述べられた規定(lakkhaṇa, Vin.IV.230)によって、三点(timaṇḍala)を覆い、内衣を持ち上げずに、渡っている比丘尼の内衣が一、二指でも濡れるもの、これは、海に流れ込もうと、源流から、「川」と呼ばれる。「海」については、まったく明らかである。また、誰かが掘って作ったものではない自然にできた窪みに周囲から来た [B°. p. 91] 水で満ちているもの、川について述べた通りの雨期に水がそこにたまっているもの、これは「自然湖」と呼ばれる。なお、川や海を破壊して流れ出る水で掘られた窪みも、この規定を満たすから、もちろん自然湖である。

「平均的な男性が周囲に散水したところ」とは、平均的な力のある男性が周囲に散水して制限された場所であり、そこでは、ちょうどサイコロ賭事師が木球を投げるように、平均的な男性が水、あるいは砂を手にして全力で撒かねばならない。このようにして撒かれた水、あるいは砂が落ちるところ、これが「散水したところ」と呼ばれる。

「これがその場合の同等共住のところ、同一布薩のところである」とは、その川などにおいて散水により制限された境界は、等しく共住するところであり、一緒に布薩をするところでもある、ということである。しかし、これはその川などの内でのみ可能なことであり、外では不可能である。それゆえ、川や自然湖においては普通の雨期四ヶ月間に水が覆うまでの地域、海においては普通の波が覆い達する地域、そこから内が、相応の地(kappiya-bhūmi)である。そこにとどまれば、布薩などの儀式を行なうことができる。[R°. p. 8] 雨の少ない時とか、夏とか、川や自然湖が干上がった時にも、そのみが相応の地である。しかし、干上がった自然湖に、もし池を掘ったり、種蒔きをするならば、その場所は村の地(gāma-khetta)となる。また、これは相応の地である、と言われるところの外は散水境界にはならず、内のみとなる。それゆえ、それらの内で、衆の周辺から周囲に散水の制限がなされな

ければならない。なお、もし二つの僧団が別々に布薩などの儀式を行なうならば、二つの散水の間にも別の一つの散水が接近のために置かれなければならない。なぜならこの七アッバンタラ境界と散水境界とは、比丘たちのとどまっている場所からはじめて可能となるものであり、制限域内でハッタパーサを放棄してとどまっている者も、制限域外で別のそれだけの制限域を越えずにとどまっている者も、儀式を乱すことになるからである。これは、すべての註釈における結論である。

以上のように、この「結ばれた境界」と「結ばれない境界」の二種の境界に関して、「かれらはハッタパーサを放棄せず、一つの境界内にいる」ということが言われたのである。なぜなら、その四人の比丘が一つの境界内でハッタパーサを放棄せず、とどまっている時にのみ、[B. p. 92]「僧団のこの布薩儀式は、機が熟するものとなるから」である。他の場合には、そのようにならない。それは、

「比丘たちよ、四人でパーティモッカを唱えることを許可します」(anujānāmi bhikkhave catunnam pātimokkham uddisituṃ, Vin. I. 124)

と、説かれた通りである。

iii) 不共犯

〈また共犯も見られない〉(sabhāgāpattiyo ca na vijjanti) とは、この場合、僧団の全員が非事食(vikālabhojana)などの共通事によって軽罪を犯す、そのような事の共通が「共」(sabhāga)と言われる。しかし、非時食によって犯した罪の共通部分を、非残食(anatiritta-bhojana)によって犯した者のもとで、懺悔する(deseti)のはよい。また、共犯があるならば、その比丘らは、

「友よ、行きなさい。その罪を処して(paṭikarivā) 帰ってきなさい。

我々はあなたのもとで、罪を処すことにします」

と、一人の比丘を、周辺の住居(āvāsa)へ直ちに遣わさなければならない。このように、もしそれができるならば、それはよいことである。もしできないならば、聡明で有能な比丘が、僧団に告げなければならない。

「尊者方よ、僧団は私の言うことを聞いてください。この僧団の全員は、共通の罪を犯しています。他の清浄で無罪の比丘を見つけた時に、その者のもとでその罪を処すことにします」

と。このように言って、布薩が行なわれるべきである。しかし、疑いが生じたな

らば、

「尊者方よ、僧団は私の言うことを聞いてください。この僧団の全員は、共通の罪に対して疑いをもっています。疑いがなくなった時に、その罪を処すことにします」

と言ってから、布薩が行なわれるべきである。ただし、ここで誰かが、その共通の罪を懺悔するのがよいと思ひ、一人のもとで懺悔するならば、懺悔されたものはよい懺悔である。しかし、懺悔によって懺悔者 (desaka) も、受領によって受領者 (paṭiggāhaka) も、いずれも別にドゥッカタとなる。それは、異なる事柄のものである。それゆえ、互いに懺悔されなければならない。[R°. p. 9] これだけで、その二人は無罪となる。かれらのもとで、残りの共犯者は懺悔したり、告白すべきである (ārocetabba)。もし、かれらがこのようにせず、布薩を行なうならば、

「皆さんは、清浄を告げてください」 (parisuddhiṃ āyasmanto āroce-tha)

などの仕方によって、有罪者が布薩を行なうことについて制定されたドゥッカタになる。もし僧団の全員が、共犯がありながら、述べられた方法をとらないで布薩を行なうならば、述べられた仕方でのみ、僧団の全員は罪になる。したがって、共犯があれば、僧団に [B°. p. 93] 機熟というものはない。それゆえ、「また共犯も見られない」と言われたのである。というのは、これらの共通の罪が見られなければ、別々の罪が見られても、機熟にはなるからである。

iv) 回避

〈避けられる人もそこにいない〉 (vajjanīyā ca puggalā tasmim na honti) とは、

「比丘たちよ、在家者を含む集会において、パーティモッカを唱えることはできない。唱える者は、ドゥッカタ罪となる」 (na bhikkhave saga-haṭṭhāya parisāya pātimokkham uddisitabbam. yo uddiseyya āpatti dukkaṭassa, Vin. I. 115)

という言葉から在家者 (gahaṭṭha) が、

「比丘たちよ、比丘尼たちが坐っている集会において、パーティモッカを唱えることはできない」 (na bhikkhave bhikkhuniyā nisinnapari-sāya pātimokkham uddisitabbam, Vin. I. 135)

などの仕方で述べられた比丘尼 (bhikkhunī),
 正学女 (sikkhamānā),
 沙弥 (sāmaṇera),
 沙弥尼 (sāmaṇerī),
 捨戒者 (sikkham paccakkhātako),
 パーラージカ罪者 (antimavatthu-ajjhāpannaka) [最後事の違犯者],
 罪を認めないために追放された者 (āpattiyā adassane ukkhittako),
 罪を処さないために追放された者 (āpattiyā appaṭikamme ukkhittako),
 邪見を捨てないために追放された者 (pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinis-sagge ukkhittako),
 去勢者 (paṇḍaka),
 盜共住者 (theyya-saṁvāsaka),
 異教転向者 (titthiya-pakkantaka),
 動物 (tiracchānagata),
 母親殺し (mātu-ghātaka),
 父親殺し (pitu-ghātaka),
 阿羅漢殺し (arahanta-ghātaka),
 比丘尼強姦者 (bhikkhunī-dūsaka),
 破僧者 (saṅgha-bhedaka) [僧団の破壊者],
 血を流させた者 (lohituppādaka) [仏身より血を流させた者]
 両性者 (ubhato-vyañjanaka),

というこれら二十人、以上の二十一人が「避けられる人」と呼ばれる。この者たちは、ハッタパーサから外にして、避けられねばならない。なぜならば、この者たちのうち、三種の追放者がいる場合、布薩を行なう僧団はパーチッティヤとなり、その他の場合にはドゥッカタとなるからである。ここで、「動物」というのは、その具足戒(入団戒)が拒まれた異教者(titthiya)のことであり、在家者としてのみ扱われる。なぜなら、この者たちも避けられねばならないからである。このようにして、〈機熟〉(pattakalla)は、これら四種の条件によってまとめられる、と知らねばならない。

6. 布薩の内容

僧団は布薩を行ない

「僧団は布薩を行ない」(saṅgho uposatham kareyya) とは、これによって、他にも三の布薩、すなわち僧団における布薩 (saṅgha-uposatha)、別衆における布薩 (gaṇa-uposatha)、個人における布薩 (puggala-uposatha) というように、執行者 (kāra) による三の布薩が言われているが、そのうち他の二を除いて、「僧団における布薩」のみが説明されている。

パーティモッカを唱えることができます

「パーティモッカを唱えることができます」(pātimokkham uddiseyya) とは、これによって、また他にも三の布薩、すなわち経誦唱 (suttuddesa)、清浄布薩 (pārisuddhi-uposatha)、決意布薩 (adhiṭṭhāna-uposatha) というように、行なわれる様相 (ākāra) による三の布薩が言われているが、そのうち他の二を除いて、「経誦唱」のみが説明されている。

「経誦唱」(suttuddesa) とは、パーティモッカ誦唱 (pātimokkhuddesa) と言われるものである。それには、二種、すなわち「教誡パーティモッカ」と「命令パーティモッカ」がある。そのうち、[B°. p. 94]

耐え忍ぶは最上の修行，	khantī paramaṃ tapo titikkhā,
涅槃は最上，と諸仏は説く。	nibbānaṃ paramaṃ vadanti buddhā,
他を害するは出家にあらず，	na hi pabbajito parūpaghātī,
他を悩ますは沙門にあらず。	samaṇo hoti paraṃ viheṭṭhayanto.

(D.II.49-50; Dhp. 184)

いかなる悪も行なわず，	sabbapāssa akaraṇaṃ,
もっぱら善を完成し，	kusalassa upasampadā,
自ら心を浄くする，	sacittapariyodapanāṃ,
これが諸仏の教えなり。	etaṃ buddhāna sāsanaṃ.

(Dhp. 183)

罵り害することもなく，	anupavādo anupaghāto,
パーティモッカをよく守り，	pātimokkhe ca saṃvaro,
食事において量を知り，	mattaññutā ca bhattasmiṃ,
静寂の地に臥し坐り，	pantañ ca sayanāsanāṃ,
また禅定によく励む，	adhicitte ca āyogo,
これが諸仏の教えなり。	etaṃ buddhāna sāsanaṃ. (Dhp. 185)

などの仕方で述べられた三偈が、「教誡パーティモッカ」(ovāda-pātimokkha)である。それは、諸仏のみが唱えられるものであり、声聞（弟子）は唱えない。
[R^e. p. 10]

「尊者方よ、僧団は私の言うことを聞いてください」(suṇātu me bhante saṅgho, Vin. I. 102)

などの仕方で述べられたものが、「命令パーティモッカ」(āṇā-pātimokkha)である。それは、声聞のみが唱えるものであり、諸仏は唱えられない。ここでの意味としては、この「パーティモッカ」ということが意趣されている。

つぎに、他の二の布薩のうち、まず「清浄布薩」には、他の者たちのもとで告白する場合と、互いに告白する場合との二種がある。

そのうち、これが〈他の者たちのもとで行なわれる場合〉には、また、要請された(pavārita)者たちのもとで行なうものと、要請されない(appavārita)者たちのもとで行なうものとの二種がある。

そのうち、大要請(大自恣, mahāpavāraṇā)においては、要請された者たちのもとで、後安居に入った者によって、あるいは入らなかった者によって、あるいは雨安居が断たれた者によって、また、四カ月が満ちたときは〔後カッティカ月(=11月)の満月の日においては〕、要請された者たちのもとで、前安居に入った者によって、あるいは入らなかった者によって、あるいは雨安居が断たれた者によって、身の和合を施した後〔ハッタパーサに近づいてから〕、

「尊者方よ、私は清浄です。清浄である、と私を受けとめてください」(parisuddho ahaṃ bhante, parisuddho ti maṃ dhāretha, Vin. I. 124)と三回述べて、行なわれるべきである。

これに対して、要請(自恣)の日を除く他の〔布薩の〕時には、居住者(āvāsika)たちによってパーティモッカが唱えられたばかりで、まだ立ち上がっていない、あるいは一部の者が立ち上がっている、あるいは全員が立ち上がっている会衆の中へ、他のそれと同等かやや少ない数の者がやって来るが、その者たちは、かれらのもとで述べられた仕方によって、清浄を告げなければならない。

また、これが〈互いに告白して行なわれる場合〉、それは、白(=提案ñatti)をして行なう場合と、しないで行なう場合の二種がある。

そのうち、住居に三人の比丘が住んでいる場合、布薩日にかれらが集まったならば、一人の比丘が、

(48)

伝統仏教の比丘戒律一序篇一 (片山)

「尊者方は、私の言うことを聞いてください。今日は十四日の布薩です」
(suṇantu me āyasmantā aḷḷuposatho cātuddaso) とか、

「十五日の布薩です」(paṇṇaraso)

と言って、

「もし尊者方に機が熟せば、我々は互いに清浄布薩を行なうことができます」
(yad' āyasmantānaṃ pattakallaṃ mayā aññaṃaññaṃ pārisuddhi-uposathaṃ kareyyāma)

というように白が確定されると、長老比丘は一肩に上衣を着け、長跪して坐り、合掌を差し伸べ、

「友らよ、私は清浄です。清浄である、と私を受けとめてください」(pārisuddho ahaṃ āvuso, parisuddho ti maṃ dhāretha, Vin. I. 124)

と、三回述べなければならぬ。他の者たちは「尊者よ」と言ってから、このようにのみ述べるべきである。このように、白を確定して行なわれるべきである。

しかし、二人の比丘が住んでいるところでは、[B°. p. 95] 白を確定せず、述べられた仕方でのみ、清浄が告げられるべきである。以上、これが「清浄布薩」である。

つぎに、もし、比丘がただ一人になった場合は、事前の作務をすべて行ない、他の者たちが来ないことを知ると、

「今日は、私にとって、十四日の布薩です」(ajja me uposatho cātuddaso)
とか、

「十五日の布薩です」(paṇṇaraso)

と言ってから、

「決意します」(adhiṭṭhāmi)

と、述べなければならぬ。これが「決意布薩」である。このように行なわれる様相によって、三の布薩があると知られるべきである。

以上で九の布薩が説明されたことになる。そのうち、ここでは、日によっては「十五日布薩」、執行者によっては「僧団における布薩」、行なわれる様相によっては「経説示」という、このような三の特徴をそなえた布薩が示されていると知らねばならぬ。この状況下でありながら、布薩を行なわず、その日の布薩に、他の、比丘のいない、あるいは異なる共住の比丘がいる住居に、あるいは住居でないところ [修理している堂など] に住もうとして行く者は、僧団 [に適う

比丘たち] の場合を除き, [十種の] 災難の場合を除き, ドゥッカタとなる。

7. 布薩の事前の作務と「義務」

何が僧団の事前の義務でしょうか

「何が僧団の事前の義務でしょうか」(kim saṅghassa pubbakiccaṃ) とは, 「僧団は布薩を行ない」というように, [R°. p.11] 布薩の行事 (uposathakaraṇa) のみに関連して言われた僧団の, 布薩が行なわれねばならないとき,

「比丘たちよ, 布薩堂を掃除することを許可します」(anujānāmi bhikkhave uposathāgāraṃ sammajjitum, Vin. I.118)

などの仕方で, 聖典 (Pāli) に述べられているものである。また, 諸註釈 (Aṭṭhakathā) にも次のようにある。

*掃除, 灯明, そしてまた	sammajjanī padīpo ca
飲み水, さらに座具という	udakaṃ āsanaena ca
これらのことが布薩のための	uposathassa etāni
「事前の作務」と説明される。	‘pubbakaraṇan’ ti vuccati.

委任, 清浄, 季節の告知,	chanda-pārisuddhi utukkhānaṃ
比丘の数と, 教誡という,	bhikkhugaṇanā ca ovādo
これらのことが布薩のための,	uposathassa etāni
「事前の義務」と説明される。	‘pubbakiccaṃ’ ti vuccati.

(VinA. V.1063)

[*この二偈は, しばしば『戒本』の序偈として示される]。

このように, 二の名前で, 九種の義務が示されている。それは行なわれましたか, と問うているのである。なぜなら, それを行なわないで, 布薩を行なうことはできないからである。それゆえ, 長老によって命じられた, 病気でない比丘は, 布薩堂を掃除しなければならない。飲み水(pāṇiya), 用水(paribhojaniya)を用意しなければならない。座を設けなければならない。灯明をつけなければならない。行なわない者は, ドゥッカタになる (Cf. Vin. I.118-119)。長老もまた, 適宜に知って, 命じなければならない。

i) 委任・清浄など

〈委任, 清浄〉(chanda-pārisuddhi) とは, この場合, 布薩の行事のために僧団が集まっているとき, 外で布薩をすませて来た者で, 集まりの場に行って身

の和合を〔B^c. p. 96〕施さない者は、委任を与えなければならない。病人とか多忙の者もまた、清浄を与える際に、委任も与えなければならない。どのように与えるべきか。一人の比丘のもとで、

「委任を与えます。私の委任を届けてください。私の委任を告げてください」(chandaṃ dammi. chandaṃ me hara. chandaṃ me ārocehi, Vin. I. 121)

というこの意味が、身体によって、あるいは言葉によって、あるいは両者によって知らされねばならない。このようにすれば、委任は与えられたものとなる。また、布薩を行なわない病人とか多忙の者は、清浄を与えなければならない。どのように与えるべきか。一人の比丘のもとで、

「清浄を与えます。私の清浄を届けてください。私の清浄を告げてください」(pārisuddhiṃ dammi. pārisuddhiṃ me hara. pārisuddhiṃ me ārocehi, Vin. I. 120)

というこの意味が、身体によって、あるいは言葉によって、あるいは両者によって知らされねばならない。このようにすれば、清浄は与えられたものとなる。なお、それを与える際には、委任も与えなければならない。なぜならば、世尊によって次のように言われているからである。

「比丘たちよ、その日の布薩に清浄を与える際、委任をも与えることを許可します。僧団には行なうべきことがあります」(anujānāmi bhikkhave tadahuposathe pārisuddhiṃ dentena chandaṃ pi dātum, santi saṅghassa *karaṇīyan, Vin. I. 122) [*=karaṇīyāni]

と。そのうち、清浄を与えること(pārisuddhi-dāna)は、僧団にも自分にも布薩行事を完成させるが、他の僧団義務を完成させることがない。委任を与えること(chanda-dāna)は、僧団のみに布薩行事と残りの義務を完成させるが、自分の布薩行事は行なわれないうままとなる。それゆえ、清浄を与える際は、委任も与えねばならない。なお、先に述べた単なる委任であれ、この委任・清浄であれ、一人で多くの者のために届けてもよい。ただし、その者が途中で別の比丘を見て、もろもろの者たちから受け取っている委任や清浄を自分のものと共に与えるならば、その者のものだけが到達することになる。他の者たちのものは「猫の鎖の委任・清浄」(biḷālasaṅkhalikā-chanda-pārisuddhi)と呼ばれ、それは到達することがない。それゆえ、自分自身で集まりの場所へ行き、告げるべきであ

る。なお、もし故意に告げないならば、ドゥッカタになる。また、委任・清浄は、それがハッタパーサに近づいただけで、到達したことになる。[R°. p. 12]

〈季節の告知〉(utukkhānam) とは、「冬などの季節のうち、これだけが過ぎていきます。これだけが残っています」というように、季節を告げることである。

〈比丘の数〉(bhikkhugaṇanā) とは、「これだけの比丘が布薩堂に集まっています」という比丘の数のこと。なぜなら、この兩者を行なった後にのみ、布薩が行なわれうるからである。

ii) 比丘尼への教誡

〈教誡〉(ovādo) とは、比丘尼への教誡 (bhikkhunovāda) [八重法 (aṭṭha-garudhamma) による訓戒] のこと。なぜなら、比丘尼たちによって求められた教誡のことを告げずに布薩を行なってはいけないからである。というのは、比丘尼たちは、明日は布薩だということやって来て、

「今度の布薩は十四日布薩でしょうか、十五日布薩でしょうか」(ayam uposatho cātuddaso paṇṇaraso)

と問う。そして再び布薩日にやって来て、[B°. p. 97]

「尊者よ、比丘尼僧団は比丘僧団の御足に礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者よ、どうか比丘尼僧団が教誡を受けに来ることをお認めください」(bhikkhunīsaṅgho ayya bhikkhusaṅghassa pādevandati, ovādupasaṅkamaṇā ca yācati, labhatu kira ayya bhikkhunīsaṅgho ovādupasaṅkamaṇam, Vin. II. 264)

というように、教誡を求める。若年者(bala), 病人(gilāna), 旅行者(gamiya)を除き他の者は、たとえ森林住者(āraññaka)であっても、それを受け取らないでおくことはできない (Cf. Vin. II. 265)。したがって、それを受け取った比丘は、布薩堂 (uposathagga) でパーティモッカを唱える比丘に、このように言うべきである。

「尊者よ、比丘尼僧団は比丘僧団の御足に礼拝しています。教誡に来ることを求めています。尊者よ、どうか比丘尼僧団が教誡に来ることをお認めください」

と。パーティモッカを唱える者は、こう言わねばならない。

「比丘尼を教誡する認定された比丘が、誰かいますか」

と。もし比丘尼を教誡する認定された比丘が誰かいれば、それより、その者にかれは言うべきである。

「これこれという比丘が、比丘尼の教誡者として認定されています。比丘尼僧団はその者に近づいてください」(itthannāmo bhikkhu bhikkhunovādako sammato, taṃ bhikkhunisaṅgho upasankamatu, Vin. II. 264)

と。もしいなければ、それより、かれは問うべきである。

「皆さん、誰か比丘尼たちを教誡できますか」

と。もし誰かができ、しかもその者が八の条件をそなえているならば、その場でその者を認定し、教誡を受け取った者に言わなければならない。

「これこれという比丘が、比丘尼の教誡者として認定されています。比丘尼僧団はその者に近づいてください」

と。しかし、もし誰もできないならば、パーティモッカを唱える者は言うべきである。

「比丘尼を教誡する認定された比丘は、誰もいません。比丘尼僧団は、浄信をもって努めなさい」(natthi koci bhikkhu bhikkhunovādako sammato, pāsādikena bhikkhunisaṅgho sampādetu, Vin. II. 264)

と。なぜなら、これだけでもって三学(sikkhattaya)にまとめられる教え全体が告げられたことになるからである。その比丘は、「分かりました」と同意し、白分初日(布薩の翌日)(pāṭipada-divasa)に比丘尼たちに告げなければならない。

比丘尼僧団も、その比丘尼たちを遣わさねばならない。

「尊尼たちよ、行きなさい。『尊者方よ、比丘尼僧団は教誡を受けに行くことができますか』と問いなさい」

と。彼女たちは、「分かりました。尊尼よ」と同意し、その比丘に近づいて、このように言わねばならない。

「尊者よ、比丘尼僧団は教誡を受けに行くことができますか」

と。その比丘は、こう言うべきである。

「比丘尼を教誡する認定された比丘は、誰もいません。比丘尼僧団は、浄信をもって努めなさい」

と。彼女たちは、「分かりました。尊者よ」と同意しなければならない。またこ

れは、一緒にやって来た二、三人によって言われるものであるが、そのうちの一人の比丘尼によって言われるべきであり、同意されるべきである。他の者たちは、彼女の同伴者である。もし比丘僧団、あるいは比丘尼僧団に数が足りないならば、[R°. p. 13] 両者とも、別衆でしか (gaṇamatta) なく、あるいは個人でしか (puggalamatta) なくなり、[B°. p. 98] その場合、次のような言葉の順序がある。

「尊者方よ、比丘尼らは比丘僧団の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者方よ、どうか比丘尼らが教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が別衆、比丘が僧団の場合]。

「尊者方よ、私は比丘僧団の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者方よ、私が教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が個人、比丘が僧団の場合]。

「尊者方よ、比丘尼僧団は尊者方の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者方よ、どうか比丘尼僧団が教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が僧団、比丘が別衆の場合]。

「尊者方よ、比丘尼らは尊者方の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者方よ、どうか比丘尼らが教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が別衆、比丘が別衆の場合]。

「尊者方よ、私は尊者方の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者方よ、私が教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が個人、比丘が別衆の場合]。

「尊者よ、比丘尼僧団は尊者の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者よ、どうか比丘尼僧団が教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が僧団、比丘が個人の場合]。

「尊者よ、比丘尼らは尊者の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者よ、どうか比丘尼らが教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が別衆, 比丘が個人の場合]。

「尊者よ, 私は尊者の御足を礼拝いたします。教誡を受けに来ることを求めます。尊者よ, 私が教誡を受けに来ることをお認めください」

と [比丘尼が個人, 比丘が個人の場合]。

その比丘も, 布薩のときに, つぎのように言わなければならない。

「尊者方よ, 比丘尼らが比丘僧団の御足を礼拝しています。教誡を受けに来ることを求めています。尊者方よ, どうか比丘尼らが教誡を受けに来ることをお認めください」と。

「尊者方よ, 比丘尼が比丘僧団の御足を礼拝しています。教誡を受けに来ることを求めています。尊者方よ, どうか比丘尼が教誡を受けに来ることをお認めください」

「尊者よ, 比丘尼僧団が……尊者よ, 比丘尼らが……尊者よ, 比丘尼が……尊者の御足に礼拝しています。教誡を受けに来ることを求めています。尊者よ, どうか比丘尼僧団が……尊者よ, どうか比丘尼らが……尊者よ, どうか比丘尼が教誡を受けに来ることをお認めください」と。

布薩堂においても, パーティモッカの誦唱者 (pātimokkhuddesaka) や白の告知者 (ñattiṭṭhapaka), あるいは [二人住んでいる所での] 一方の比丘は, もし認定された比丘がいるならば, 先の仕方で

「比丘尼僧団はその者のところに……比丘尼らはその者のところに……比丘尼はその者のところに近づきいて行きなさい」

と言わなければならない。もしいなければ,

「浄信をもって, 比丘尼僧団は……比丘尼らは……比丘尼は……努めなさい」

と言わなければならない。教誡を受け取った者は, 白分初日 (布薩の翌日) にそれをもち帰って, その通りにのみ言わなければならない。これが, ここにおける簡略な決定である。このように, 比丘尼たちによって求められた教誡を告げた後でのみ, 布薩は行なわれるべきである。それゆえ, 言われたのである。[B°. p.99, R°. p.14]

委任, 清浄, 季節の告知,

比丘の数と, 教誡という,

これらのことが布薩のための,

「事前の義務」と説明される, と。

皆さんは, 清浄を教えてください

「皆さんは、清浄を教えてください」(pārisuddhiṃ āyasmanto ārocetha)とは、自分が清浄であることを告げよ、ということである。

8. パーティモッカの誦唱

私はパーティモッカを唱えます

「私はパーティモッカを唱えます」(pātimokkham uddissāmi)とは、これは清浄を告げる理由の言葉である。

「比丘たちよ、罪のある者はパーティモッカを聞くべきでない。聞くならばドゥッカタ罪となる」(na ca bhikkhave sāpattikena pātimokkham sotabbaṃ. yo suṇeyya āpatti dukkaṭassa, Vin. II. 240)

という言葉から、清浄でない者たちはパーティモッカを聞くことができない。それゆえ、

「皆さんは、清浄を教えてください。私はパーティモッカを唱えます」と言われるのである。ここで、<「僧団は布薩を行ない、パーティモッカを唱えるべきです」と言われているから、ここでも「[僧団は]パーティモッカを唱えます」と言うべきだ。そうすれば、前後が結ばれる>と思われるかもしれない。が、これについて言えば、言葉が結ばれないだけであり、趣旨からは一致しているのである。僧団の和合により、別衆の和合により、個人の誦唱により、僧団にパーティモッカが唱えられることになるのである。これがこの場合の趣旨である。それゆえ、「私はパーティモッカを唱えます」ということだけが、ここに言われねばならない。

出席者はすべて、それをよく聞き、意にとどめることにします

「出席者はすべて、それをよく聞き、意にとどめることにします」(taṃ sabbeva santā sādhukaṃ suṇoma manasikaroma)という、「それ」とは、パーティモッカのことである。「出席者はすべて」とは、その衆の長老(thera) [法臘10歳以上]の者も、新参(nava) [法臘5歳未満]の者も、中堅(majjhima) [法臘5歳以上]の者も、ということである。「よく聞き」とは、骨とし(aṭṭhim katvā), 意にとどめ(manasikarivā), 耳の門により、あらゆる心をもって、思念し(samannāharāma), ということである。「意にとどめることにします」とは、心を統一し、心にとどめる(citte ṭhapayāma), ということである。ここにまた、「私はパーティモッカを唱えます」と言われているから、「あなたがたは聞き、意にとどめなさい」と言うことが相応しいように見えるかもしれない

が、それでは「僧団は布薩を行い」ということに一致しない。なぜならば、この布薩行事は僧団の和合のためにあり、また、パーティモッカの誦唱者は僧団にのみ関わるものだからである。このように、誦唱者は僧団に関わるものであるから、「聞き、意にとどめることにします」とのみ言うことが相応しい。

罪がある者は、告白しなければなりません

「罪がある者は、告白しなければなりません」(yassa siyā āpatti. so āvikareyya) とは、今「皆さんは、清浄を教えてください」と言われたものを、その場合に清浄の告知となるように、示すため述べられたものである。そのうち、

「ある者は」(yassa siyā) とは、六の理由のうちのいずれかによって罪を犯す者は、ということである。[B°. p. 100] すなわち、(1)罪を犯しながら恥じないこと、(2)無知であること、(3)疑念に囚われること、(4)不相応を相応と思うこと、(5)相応を不相応と思うこと、(6)失念という、これら六の理由によって犯す者をいう。

(1) 「恥じないこと」(alajjitā) によって犯すとは、どのようにであるか。不相応(akappiya)であることを知りながら、踏みつぶして、犯すのである。次のようなことも言われている。

故意に罪を犯したり	sañcicca āpattim āpajjati,
罪をこっそり隠したり	āpattim parigūhati,
また非道に進んでしまう	agatigamañ ca gacchati,
かかる者を無恥人という	edisso vuccati alajjipuggalo ti.

(Vin. V. 158)

(2) 「無知であること」(aññānatā) によって犯すとは、どのようにであるか。無知の人は、鈍く、愚かで、行なうべきこと・行なうべきでないことを知らず、行なうべきでないことを行ない、行なうべきことを誤ってしまう。このように、無知によって犯すのである。

(3) 「疑念に囚われること」(kukkucapakatātā) によって犯すとは、どのようにであるか。[R°. p. 15] 相応・不相応について、疑念[律の疑い]が起こったならば、持律師(vinayadhara)に問い、もし相応しいものなら行なうべきであり、もし相応しくないものなら行なうべきではない。しかしこの者は、<かまわない>(vaṭṭati)として、踏みつぶし、犯してしまう。このように、疑念に囚われて犯すのである。

- (4) 「不相応を相応と思うこと」(akappiye kappiyasaññitā) によって犯すとは、どのようにであるか。熊の肉 (accha-māmsa) を豚の肉 (sūkara-māmsa) であるとして噛んで食べる。非時 (vikāla) に適時 (kāla) と思って食べる。このように、不相応を相応と思って犯すのである。
- (5) 「相応を不相応と思うこと」(kappiye akappiyasaññitā) によって犯すとは、どのようにであるか。豚の肉を熊の肉として噛んで食べる、適時に非時と思って食べる。このように、相応を不相応と思って犯すのである。
- (6) 「失念」(satisammosa) によって犯すとは、どのようにであるか。共に寝ること (sahaseyya), 衣を離して住むこと (civara-vippavāsa) などを失念して犯すのである。

以上、この六の理由のうちのいずれかによって犯された、長老の者の、あるいは新参の者の、あるいは中堅の者の、七聚罪 (satta-āpattikkhandha) のいずれかの罪の「ある者は」という意味である。

「告白しなければなりません」(so āvikareyya) とは、その罪を懺悔しなさい (desetu), あるいは明らかにしなさい (pakāsetu) ということが言われているのである。

罪がなければ

「罪がなければ」(asantiyā āpattiyā) とは、このように犯していない者、[B^e. p. 101] あるいは罪を犯した後に立ち直った者、あるいは罪を懺悔したり告白した者には、その罪はないものになる。そのように罪がなければ、沈黙すべきである、ということである。

沈黙していることによって、私は皆さんが清浄であると判断します

「沈黙していることによって、私は皆さんが清浄であると判断します」(tuṇhībāvena kho panāyasmante ‘parisuddhā’ ti vedissāmi) とは、沈黙していることを理由に、私は皆さんが清浄であるというようにのみ知る、ということである。

9. 通 告

また、それぞれ質問された者には返答があるように

「また、それぞれ質問された者には返答があるように」(yathā kho pana paccekaputṭhassa veyyākaraṇaṃ hoti) とは、ちょうど一人一人が問われて答えるように、一人一人がそれぞれに問われ〈この者が私に問うている〉と知

って答えるように、ということが言われている。

そのようにこのような衆においては、三度までが通告になります

「そのようにこのような衆においては、三度までが通告になります」(evam evam evarūpāya parisāya yāvataṭṭhiyaṃ anusāvitaṃ hoti) とは、ここに、ある師たちは次のように言っている。

『そのようにこの比丘衆において、＜罪がある者は、告白しなければなりません／罪がなければ沈黙しておくべきです／沈黙していることによって、私は皆さんが清浄であると判断します＞というこれは、三度、通告されているものである。それは、一人一人によって、＜これは私に問うているのである＞というように理解されねばならない、という意味である』

と。が、それは適切ではない。なぜかという、意味も表現も分裂しているからである。つまり、通告というものは、「再びまた、私はこの意味を語ります」(Vin. I. 56) などにおけるように、意味からも表現からも分裂しないものだからである。ところが、＜罪がある者は＞云々の三の言葉は、意味からも表現からも分裂している。したがって、その三度の通告ということは適切ではない。もしこれが三度まで通告されるというのであれば、ニダーナの誦唱が終わらなくても、罪があることになるであろう。無罪の地において有罪になるのは適切でない。

他の師たちは、＜通告＞(anusāvita) という語に＜通告されねばならないもの＞(anusāvetabba) という意味を考えて、

『＜3度まで＞というのは、上の誦唱 [パーラージカ] の終わりに、「この点について清浄でしょうか……三たびお尋ねします」というこのことについて言われたものである』

と言っている。が、それも適切ではない。なぜなら、意味も理由もないからである。実は、この語を、ある師たちは＜通告されたもの＞(anusāvita) と唱え、ある師たちは＜通告させたもの＞*(anusāveta) と唱えている [*あるいは、先と同じく「通告されたもの」とも解しうる]。しかし、それは両者とも、過去時のみを示し、未来を示してはいない。もしそれにこの意味があるとすれば、＜通告されたものとなるでしょう＞(anusāvitaṃ hessati) ということになる。[R^e. p. 16] まずこのように意味がないから、適切ではない。また、もしこれが、誦唱の終わりにある言葉について言われたものであるとするならば、＜私は告白しないでおこらう＞という心が生じた者に、ニダーナが終わっても、述べられた妄語はな

いことになるであろう。なぜか、「三度まで通告されているとき」(yāvatatiyaṃ anusāviyamāne) という言葉から、「三度まで」というこの言葉そのものが [B. p. 102] 無意味なものになってしまうからである。なぜなら、ニダーナ誦唱には、三度までの通告がないからであって、このように理由がないことから、それも適切ではない。

「三度までが通告になります」というのは、単なる規定の言葉 (lakkhaṇa-vacanamatta) である。それゆえ、この意味は次のように示される。すなわち、このパーティモッカというものは、三度まで通告される。それが三度まで通告されているとき、罪があることを思い出していながら告白しない者は、三度までの通告が終わったとき、故意の妄語の者となる、と。

これ [パーティモッカ] は、通告の通り、三度までが通告になる。それを示すために、「ここで皆さんにお尋ねします」(tatth' āyasmante pucchāmi) などとされているのである。しかし、これ [三度までの通告] は、パーラージカなどの終わりに見られるもので、ニダーナの終わりには見られない。が、たとえ見られなくても、そこで唱えるときには、「なぜなら、告白がその者に安らぎとなるからです」と言ってから、「皆さん、ニダーナは唱えられました。ここで、皆さんにお尋ねします」などの仕方と言われなければならない。このようにすれば、ニダーナはよく唱えられたものとなり、そうでなければ悪く唱えられたものとなる。この意味について、『布薩の章』(Uposatha-kkhandha) に、こう言われている。

「三度までが通告になるとは、一度でも通告になる、二度でも通告になる、三度でも通告になるということである」(yāvatatiyaṃ anusāvitam hoti ti sakim pi anusāvitam hoti, dutiyam pi anusāvitam hoti, tatiyam pi anusāvitam hoti. Vin. I. 103)

と。これは、この場合、師が代々伝えて来た決定である。

10. 告 白

しかし比丘が……かれは故意の妄語の者になります

「しかし比丘が……かれは故意の妄語の者になります」(yo pana bhikkhu... sampajānamusāvād' assa hoti) とは、かれは故意の妄語の者になる、それゆえかれはドゥッカタ罪となる、ということである。しかしそれは妄語の規定 [パーチッティヤ] によってではない。

(60)

伝統仏教の比丘戒律一序篇一 (片山)

「故意の妄語の場合、何になるのか。ドゥッカタになる」(sampajānamu-
sāvāde kiṃ hoti, dukkaṭaṃ hoti, Vin. I.104)

というこの世尊の言葉によってであり、口の門(vacī-dvāra)において行なわな
いことによって生じた罪であると知られるべきである。また、次のようにも言わ
れている。

いかなる人とも語らぬ者は	anālapanto manujena kenaci
他人に言葉を発しえない	vācāgiraṃ no ca pare bhaṇeyya
口罪を犯し身罪を犯さず	āpajjeyya vācasikaṃ, na kāyikaṃ
これが諸賢の公案である	pañhā m' esā kusalehi cintitā.

(Vin. V.216)

障害 [B°. p.103]

「障害」(antarāyika)とは、後悔の根拠となることによって、喜悅などの生
起を妨げ、初禪などの証得に障害をなすものである。

それゆえ

「それゆえ」(tasmā)とは、この無告白(anāvikaṛaṇa)と呼ばれる故意の
妄語が障害になるから、それゆえに、ということである。

思い出し

「思い出し」(saramānena)とは、自分に存在する罪を知り、ということ
である。

清浄を望む

「清浄を望む」(visuddhāpekkhena)とは、立ち直りたいと欲する、清まり
たいと欲する、ということである。

存在する罪を

「存在する罪を」(santi āpatti)とは、犯してから立ち直っていない罪を、
ということである。

告白しなければなりません

「告白しなければなりません」(āvikātabba)とは、僧団の中で、あるいは別
衆の中で、あるいは個人に対して、明らかにしなければならぬということ
である。たとえ間近にいる比丘にであっても、[R°. p.17]

「友よ、私はこれこれの罪を犯しました。これから立ち直り、その罪を
赦します」(ahaṃ āvuso itthannāmaṃ apattiṃ āpanno. ito vuṭṭhahitvā

taṃ āpattiṃ paṭikarissāmi, Vin. I.126)

と言わねばならない。たとえ疑いが生じていても、

「友よ、私はこれこれの罪に疑いがあります。疑いがなくなれば、その罪を
 処します」(ahaṃ āvuso itthannāmāya āpattiyā vematiko, yadā
 nibbematiko bhavissāmi, tadā taṃ āpattiṃ paṭikarissāmi)

と言わねばならない。

なぜなら、告白がその者に安らぎとなるからです

「なぜなら、告白がその者に安らぎとなるからです」(āvikatā hi 'ssa phāsu hoti) とは、この場合、「告白が」(āvikatā) とは、〈告白したことによって〉(āvikatāya), 明らかにしたことによって (pakāsitāya), という意味である。なぜなら〈無恥が〉(alajjitā) などにおけるように、これもまた具格 (karaṇa) の意味の主格辞 (paccatta-vacana) だからである。「なぜなら」(hi) とは、単なる不変化詞 (nipāta) である。「その者に」(assa) とは、この比丘に、ということである。「安らぎとなるからです」とは、初禅などの証得によって安らぎとなる、無後悔を根拠とする喜悦によって安楽の行道 (sukhapaṭipadā) が成就する (Cf. A. V.1 f., Vin. V.164), という意味である。

[序の註釈終わる]